

要 望 書

令和5年4月14日

三田市長 森 哲男 殿
三田市教育委員会 鹿嶽 昌功 殿

三田市立ひまわり特別支援学校保護者会

平素は身体に障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが適切な教育を受けられるようご配慮いただきありがとうございます。ひまわり特別支援学校の子どもたちは、みんな楽しく学校に通い、学びを深めており、先生方のご支援に大変感謝しております。

これからも三田市のすべての子どもたちが分け隔てなく学び、健やかに育てる三田市になるよう、下記の通り要望します。

記

1 医療的ケア児が毎日登下校の送迎を受けられるようにしてください

現在、医療的ケアが必要な生徒はスクールバスによる登下校の送迎を受けられません。長年保護者会からの要望を続ける中、2年前から月に1度登校時だけ看護師同乗タクシーの事業がスタートし、ようやく半歩進んだかに思われましたが、そのまま2年が経過しています。今年1月にも、教育委員会の方が説明に来られましたが、現状から変わらないということだけのご説明でした。教育委員会の説明は、保護者の負担を減らすため、月1回の送迎をしている、とのことでした。月1回の送迎で負担が減ると本気でお考えでしょうか。三田市は、医療的ケア児は月1回学校に行けたらそれでいいと考えているのでしょうか。医療的ケアがなければ毎日あたりまえに送迎を受けて、登下校が可能なのに、医療的ケアがあることで月1回しか送迎をしないのは、医療的ケア児を差別していることにほかなりません。

ひまわり特別支援学校ができる前からこの問題はずっと続いています。保護者が送迎できなければ教育を受ける機会を失う子どもを作り出しており、医療的ケア児支援法ができてからも変わっていません。

毎日の登下校時の送迎を要望します。その実現に向け、少なくとも現在の月1回登校時のみ送迎の状況から、今より回数を増やしてください。今年度で卒業してしまう生徒もいますので、早急に前向きな対応を検討し、回答してください。

2 障害児にかかる医療費や手当の所得制限の緩和を求めます

ひまわり特別支援学校に通う生徒は肢体不自由に加え、医療的ケアが必要な児も多く、毎

月の通院にかかる医療費は大きな負担になっています。生まれたときから命に係わる疾病を持っている子どもにとって、かかりつけ医の定期受診は欠かすことができません。また、定期的なりハビリ（機能訓練）や専門医による指導は今後の育ちや卒業後の進路にも影響するためとても重要な通院であり、障害児を連れての頻回な通院は保護者の体力的な負担も大きいけれど、こちらも欠かせないものです。複数の医療機関、診療科を受診する必要があり、通院先も遠方の総合病院であることが多く、複数科でのそれぞれの医療費負担や、高速代の半額助成があっても、高速代やガソリン代などの交通費負担も重いですが削れません。また、処方されない医薬品など実費購入が継続して必要な場合や、必要な補装具や日常生活用具の作成・修理費用の高額負担もあります。

現在子ども医療受給者証や、小児慢性特定疾病医療費受給者証など福祉受給者証による医療費助成を受けている生徒が大半ですが、助成を受けても医療費が高額になり、家計を圧迫しています。

子どもに障害があり、医療的ケアが必要であるため、預けて常勤で働くことのハードルは高く、共働きの収入を得ることは難しい中、障害児福祉手当や特別児童福祉手当が支給されているのはありがたいことですが、少し勤くと所得制限に引っ掛かり支給を打ち切られてしまっています。福祉サービスの自己負担額も所得により月4,600円の次が37,200円と急激に高額となり、利用を躊躇する金額です。

障害のある子どもたちを育てる家庭への経済的負担軽減策を検討してください。障害児にかかる医療費や手当等の所得制限の緩和を求めます。

3 ひまわり特別支援学校保護者会との定期的な面談を求めます

学齢期の肢体不自由児を育てる保護者にとって、三田市の子ども政策・障害児（者）政策の見直しや縮小は死活問題です。また、放課後等デイサービスや日中一次支援といった児童福祉サービスおよび、卒業後の生活の場が不足していますが、改善が見られません。マイノリティであるが故、ほかの子どもたちと同じく三田市で生まれ育ち、生きていくわが子たちが、本当に安心して生活を続けられるのか、とても不安に感じています。

また、障害児を育てる保護者の担う負担はとても大きいものですが、その負担を親が請け負うことで学校に通えたり、サービスを受けられたりする仕組みになっていることに気が付いているのは保護者だけかもしれません。

このような私たちの声を聴き、政策の説明や情報提供を受ける場を定期的に持ってください。声を上げられない子どもたちや保護者の声を聴き、政策に反映してください。

上記3点の要望について、保護者会に回答を求めます。

文書での回答と懇談をお願いいたします。

以上